

山口県報

平成25年
7月2日
(火曜日)

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第一項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十五年七月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

縦覧の期間 平成二十五年七月四日

目 次

選管告示

選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等
在外選挙人名簿に係る縦覧の期間



山口県選挙管理委員会告示第八十五号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百四号）第一十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十五年七月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十五年七月三日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
登録を行う日
- 二 平成二十五年七月三日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十五年七月四日

平成
十五年
七月二日
発行

発行
行所

山口県
知事